

仕様書

イノベーション推進部

1. 件名

再生可能エネルギー等関連中小ベンチャーについてのケーススタディ調査

2. 目的

NEDO では 2007 年度から「新エネルギーベンチャー技術革新事業」及び「ベンチャー企業等による新エネルギー技術革新支援事業」として委託・助成事業を実施してきたところであり、2019 年度は「新エネルギー等のシーズ発掘・事業化に向けた技術研究開発事業」と事業名を改称して公募を実施している（以下、これらを総称して「新エネベンチャー事業」とする）

これまでも、効果的な事業となるよう、随時、事業制度の改正を実施してきており、更なる事業化率の向上を図るためには、技術開発から実用化までの支援策の一層の充実化が必要となっている。

そのためには、国内外の再生可能エネルギー等関連の中小ベンチャー企業の成功例・失敗例のケーススタディを行い、それぞれの成功要因／失敗要因を分析することを通じて、より一層の制度改善に反映させることが必要である。

具体的には、①再エネ業界俯瞰図の作成、②過去の新エネベンチャー事業実施者のケーススタディ分析、③再エネ関連の中小ベンチャー企業の国内外比較、等を行う業務である。

3. 業務内容

本調査では、新エネベンチャー事業に関連する企業を対象としたアンケートなど、以下の調査項目①～④を実施する。

【調査項目①】 再エネ業界俯瞰図

再エネ等関連 6 分野（太陽光分野、風力分野、蓄電池分野、系統分野、バイオマス分野、地熱・再エネ熱分野）の業界俯瞰図を作成する。太陽光、風力、蓄電池、系統は現状の分析と俯瞰図。バイオマス、再エネ熱はサブ分野を設定し、代表的なサブ分野について現状分析と俯瞰図の作成を行う。

俯瞰図作成にあたっては、下記の視点で分析を行う。

- ・どの技術領域について大企業が担い、どの領域について中小・ベンチャーが補完すべきなのか、また大学などの学術研究の領域の視点を盛り込む。
- ・①エネルギー政策・課題上、中小ベンチャーが得意とする領域、②事業規模が小さい等の理由で大企業が進出しづらい領域、③ナショプロを補完し、支

える技術領域、はそれぞれ何かを整理する。

具体的には机上調査を行った上で、下記の調査を実施し、分析を行う。

- ・各分野における代表的な大企業を洗い出し、アンケート・ヒアリングを実施する。ヒアリングは各分野あたり3～5社程度を行う。
- ・中小ベンチャーの持つ再エネ関連技術の本格的普及にあたっては投融資の観点も欠かせないため、再エネ関連の投融資に積極的な銀行やVCを中心に5～10社程度、アンケートまたはヒアリングを実施する。
- ・また、情報を補完するために当該分野について深い知見を持つ専門家(学識経験者、各種研究所、専門シンクタンク等)にも必要に応じてヒアリングを行う。

【調査項目②】 過去の新エネベンチャー事業実施者のケーススタディ分析

過去5年間程度の間、NEDOに提出されている追跡調査・企業化状況報告書のデータ整理(約400者分)及びその中から選択した企業に対して深掘りのためのアンケート・ヒアリング調査を行う。新エネベンチャー事業で支援した中小企業の成功例/失敗例の分析が中心となる。アンケート件数は成功例・失敗例合わせておよそ40～50件程度、ヒアリング件数は10～20件となる。ヒアリング対象はアンケートの結果を踏まえて協議する。

分析にあたっては新エネベンチャー事業終了案件で、なぜ事業化できなかったのか、なぜ売上げに至らなかったのか、事業化できたものはどの程度エネルギー政策に貢献できたのか、などの視点から分析を行う。

【調査項目③】 再エネ等関連中小ベンチャーの国内外比較

別途、海外事務所経由で実施予定の欧米における再エネ等関連中小ベンチャー企業シーズ発掘政策に関する調査結果を照らし合わせながら、国内外における状況の比較を行う。

具体的には、各国ごとの再エネ等関連中小ベンチャーの特徴、各国の再エネ政策における中小ベンチャーの位置づけやシーズ発掘政策、などをそれぞれ比較することで、新エネベンチャー事業へ反映すべき点等について分析する。

【調査項目④】 アウトリーチ活動に係る方針

- ・中小ベンチャー企業により新エネベンチャー事業を知ってもらうための「アウトリーチ活動に係る方針」を作成する。
- ・方法としてはアンケートを実施する。具体的には既存の統計データを活用した無作為抽出による製造業・中小企業に対して、まず簡易アンケートを実施し、そ

ののち、詳細アンケートを実施する。

- ・また必要に応じてヒアリングを実施する。

4. 調査期間

NEDO が指定する日から 2020 年 2 月 20 日まで

5. 予算額

20 百万円以内

6. 報告書

第 1 回中間報告書提出期限：2019 年 6 月 28 日

第 2 回中間報告書提出期限：2019 年 10 月 28 日

最終報告提出期限：2020 年 2 月 20 日

調査終了後には成果報告書の電子ファイル（PDF ファイル形式）を CD-R 等の不揮発性媒体に記録し、1 枚を所定の期日までに提出。

提出方法：「成果報告書・中間年報の電子ファイル提出の手引き」に従って提出のこと。

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

7. 報告会等の開催

委託期間中又は委託期間終了後に、成果報告会における報告を依頼することがある。